附属機関の設置に関する条例

昭和29年4月1日福島県条例第35号

- 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による執行機関の附属機関の設置に関しては、法律若しくはこれに基く政令又は他の条例に特別の定があるものを除くほか、この条例の定めるところによる。
- 第2条 別表の中欄に掲げる機関は、上欄に掲げる執行機関の附属機関として設置するものとし、その担任する事務は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。
- 第3条 前条の附属機関の組織及び運営に関して必要な事項は、附属機関の属する執行機 関が定める。

附

この条例は、昭和29年5月1日から施行する。

別 紙(抜すい)

執行機関	附属機関	担任する事務
知 事	福島県農業振興審議会	農業の振興に関する基本的事項 及び農業協同組合の整備強化に 関する重要事項を調査審議する

昭和50年12月22日福島県条例第49号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の公布施行により福島県農業振興審議会を設置